

広島市告示第160号  
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地  
公益財団法人広島市産業振興センター  
理事長 行廣 真明  
広島市西区草津新町一丁目21番35号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月16日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日